

村岡地区民生委員・児童委員協議会 低所得者部会研修

地域の中でつながる
普通の 暮らしの しあわせ

生活困窮者自立支援制度 と CSWの役割



ふじキュン♡



ふくちゃん



藤沢市役所 地域共生社会推進室 バックアップふじさわ 田代 修一
社会福祉法人 藤沢市社会福祉協議会 村岡地区CSW 石川 沙絵



村岡地区民生委員 低所得者部会の皆様から いただいたご質問

- Q.低所得者/生活困窮者はどこにいる？どんな人？
- Q.低所得者/生活困窮の“定義”とは？
- Q.低所得者/生活困窮になってしまう出来事とは？
- Q.低所得者と生活困窮者は同じ？
- Q.低所得者/生活困窮者の判定は？





住民税非課税世帯 市民税・県民税が非課税

住民税は 均等割と所得割から成り立っていて、
両方とも課税されていないこと。

- 例えば 単身世帯 給与収入金額100万円以下

生活困窮者とは？

生活困窮者自立支援法は、日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものです。

この法律において生活困窮者とは就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのあるものとされています。 つまり経済的困窮者だけでなく社会的に孤立している等の社会的困窮者も対象となります。

(例) 失業者、多重債務者、ひきこもり、
障がいが疑われる方、矯正施設出所者 等



藤沢市の相談支援体制の経緯

2014年11月 生活困窮者自立促進モデル事業スタート

必須事業：自立相談支援モデル事業／**市の直営**

任意事業：就労準備支援モデル事業／委託

家計相談支援モデル事業／委託

学習支援モデル事業／委託（事業所を南北2カ所に開設）

2015年4月 生活困窮者自立支援制度スタート

モデル事業の支援メニューを継続して事業実施

自立相談支援事業／**直営** **バックアップふじさわ**

2016年4月 自立相談支援事業の一部**委託**開始

藤沢市社会福祉協議会に委託／**委託** **バックアップふじさわ社協**

3地区にCSWの地域配置 鵜沼・六会・湘南大庭

2017年4月 2地区に追加配置 村岡・長後

2018年4月 3地区に追加配置 辻堂・善行・御所見

2019年4月 3地区に追加配置 遠藤・明治・片瀬

2020年4月 2地区に追加配置 湘南台・藤沢



全13地区にCSWを配置



ご近所に、こんな人はいませんか？

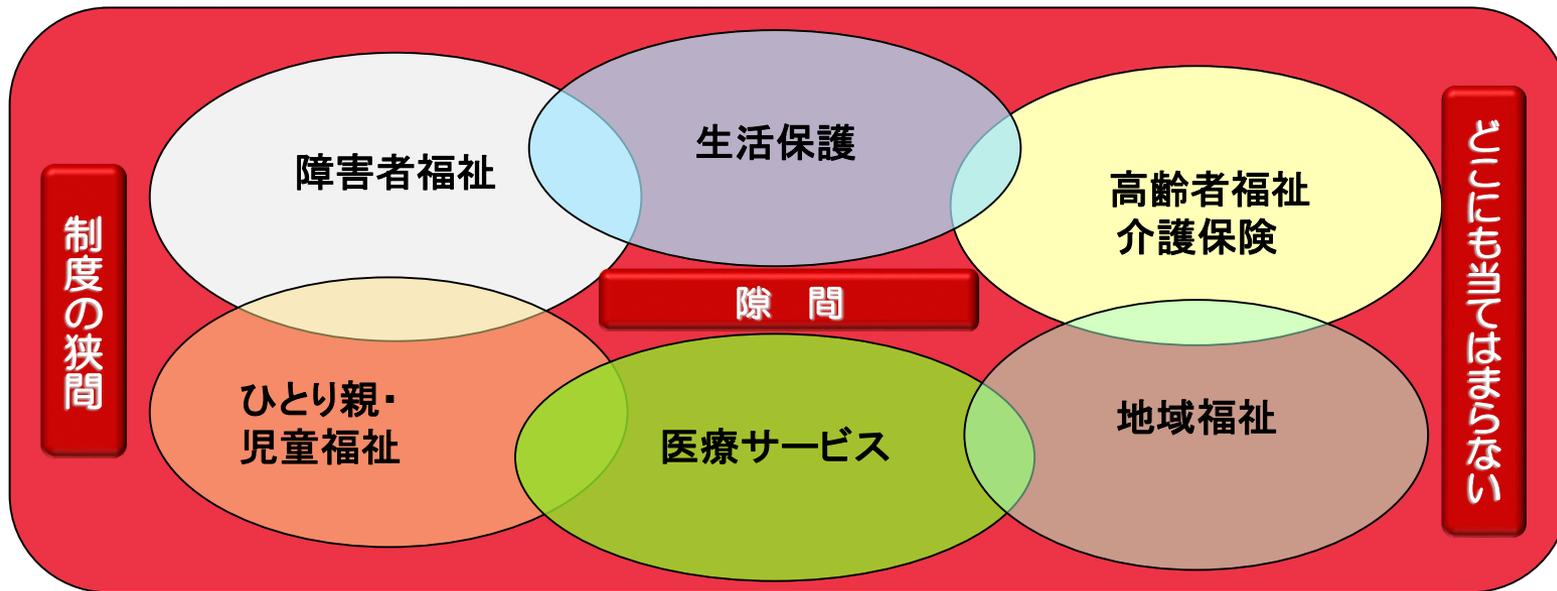
以前と身なりが変わった
なあ...仕事や生活は大丈
夫かな？

あの家のお母さん、
ずいぶん疲れてそうだわ...
子どもたちは大丈夫かしら

最近、姿を見ないな...
ゴミも出てないし、
どうしたのかな？

ポイントは “ちょっと気になる人“

制度の狭間に陥らないよう幅広く対応する



「制度と制度をつなぐ」、「制度の狭間を埋める」ため、幅広く受け止め、相談に応じることが重要。“話しを聞き、受け止める姿勢”から始まり、必要な制度・資源との結びつきを再構築する。そのためには、いろいろな制度、資源との“重なり”“連携・協働”は不可欠。



バックアップふじさわって なあに？

～地域でお困りの方、いませんか？～

★自立相談支援事業所です。





生活に困窮している方に、

できる限り、幅広く 対応します！

- ☑ 所得・資産の制限はありません
- ☑ どの福祉制度にも当てはまらない方
- ☑ さまざまな問題が重なっている方

どこに相談しても話を聞いて
もらえなかったけど...

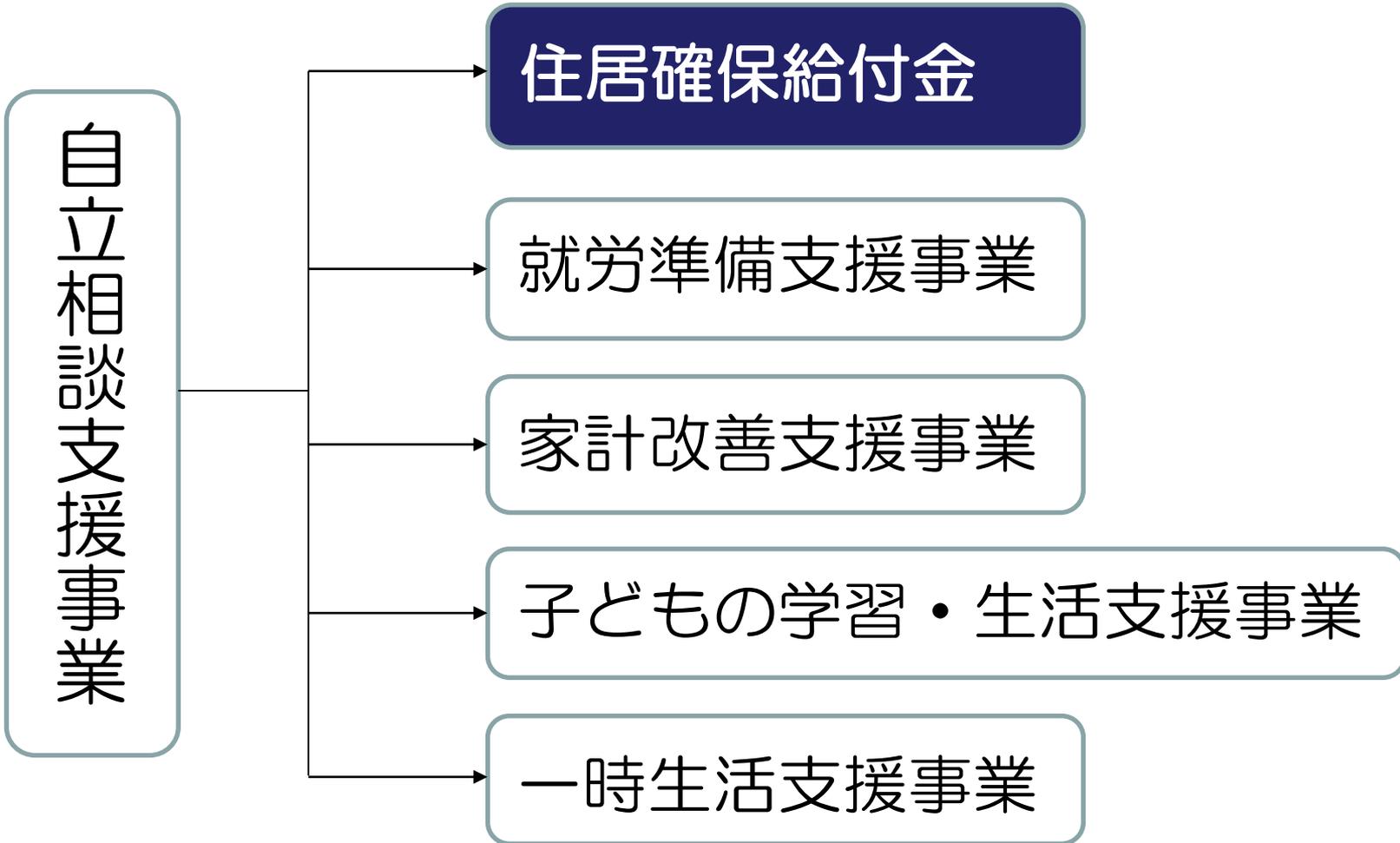


助かるキュン



ふじキュン♡

藤沢市で実施している支援メニューはこちらキュン





【住居確保給付金】

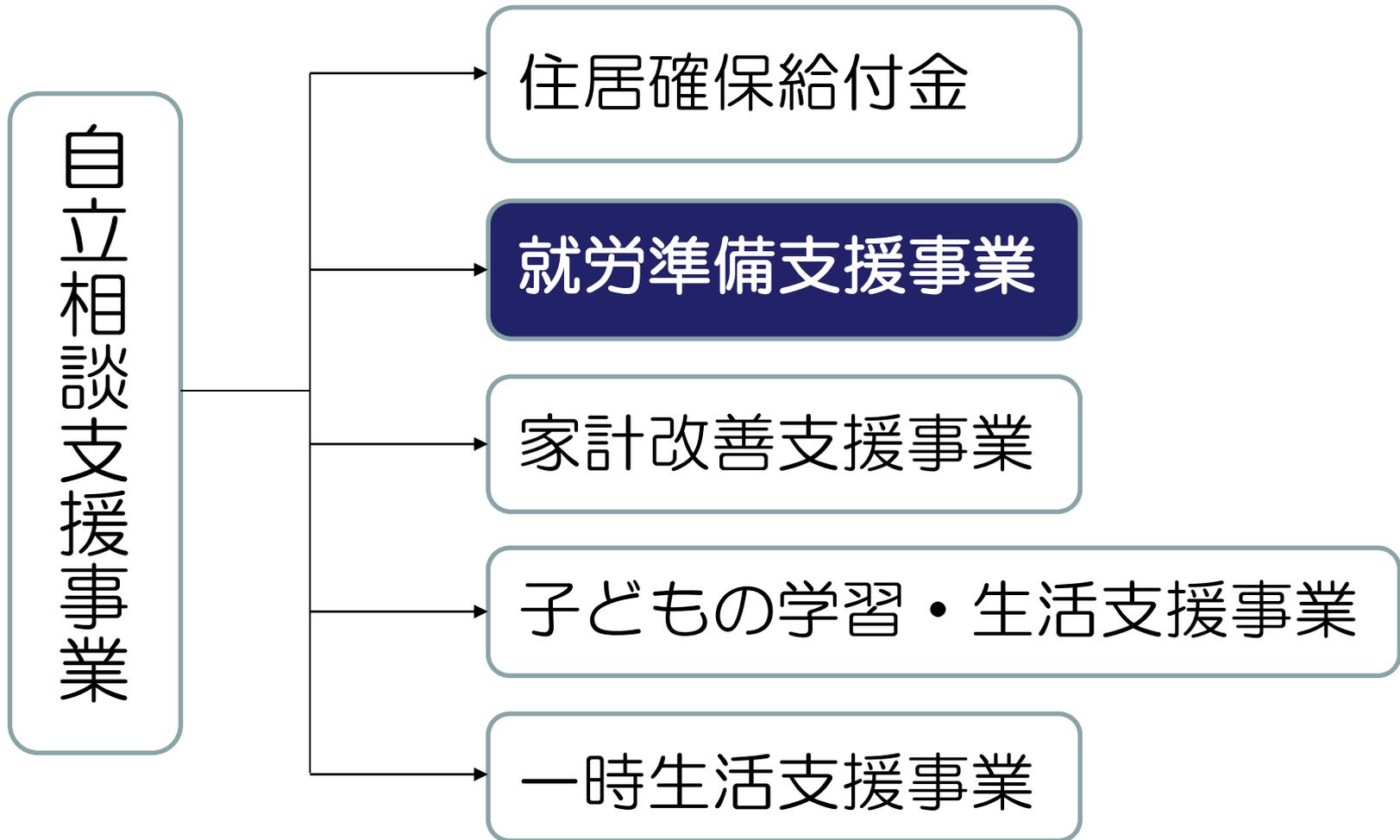
再就職のために
住居の確保が必要な方

- ☑仕事を辞めて収入が無くなり、家賃が払えない
- ☑コロナの影響で収入が減り、家賃が払えない（コロナ特例）



◎ 就職活動中の家賃費用を給付します（原則3か月）

- ※就労により、自立を目指す方が対象です。
- ※収入制限など、利用できる方の条件があります。
- ※受給中は、求職活動要件があります。





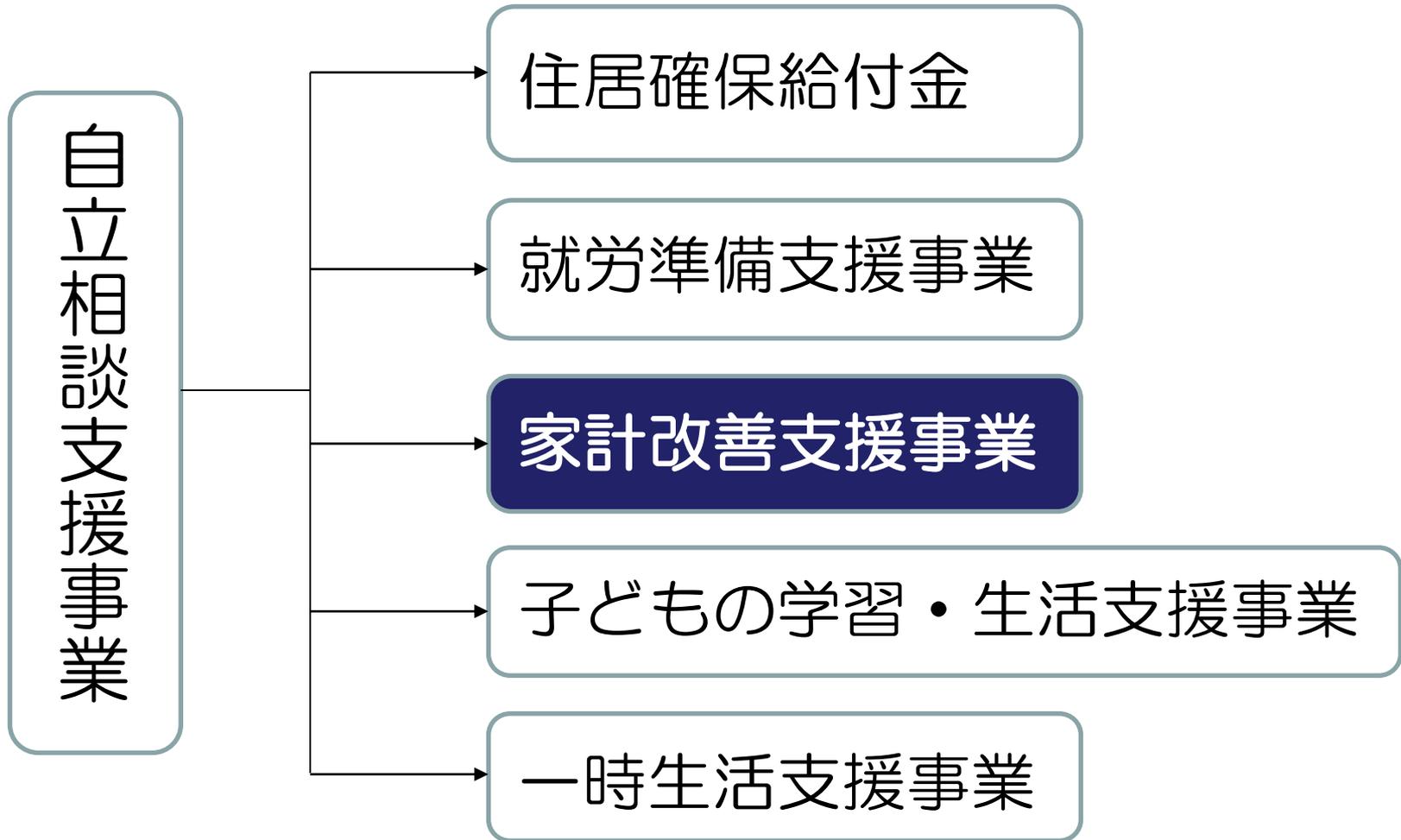
【就労準備支援事業】

就労に向けた
準備が必要な方

- ☑引きこもっていた期間が長く、すぐに働く自信がない
- ☑周りの人とうまく話せず、仕事が長続きしない
- ☑生活リズムが不規則で、仕事に行けない



- ◎ 規則正しい生活を身に着けるための訓練をします。
- ◎ 職場見学やボランティアを通じて、人や社会に慣れる訓練ができます。
- ◎ 就労体験やビジネスマナーを学び、働く自分をイメージできるように支援します。





【家計改善支援事業】

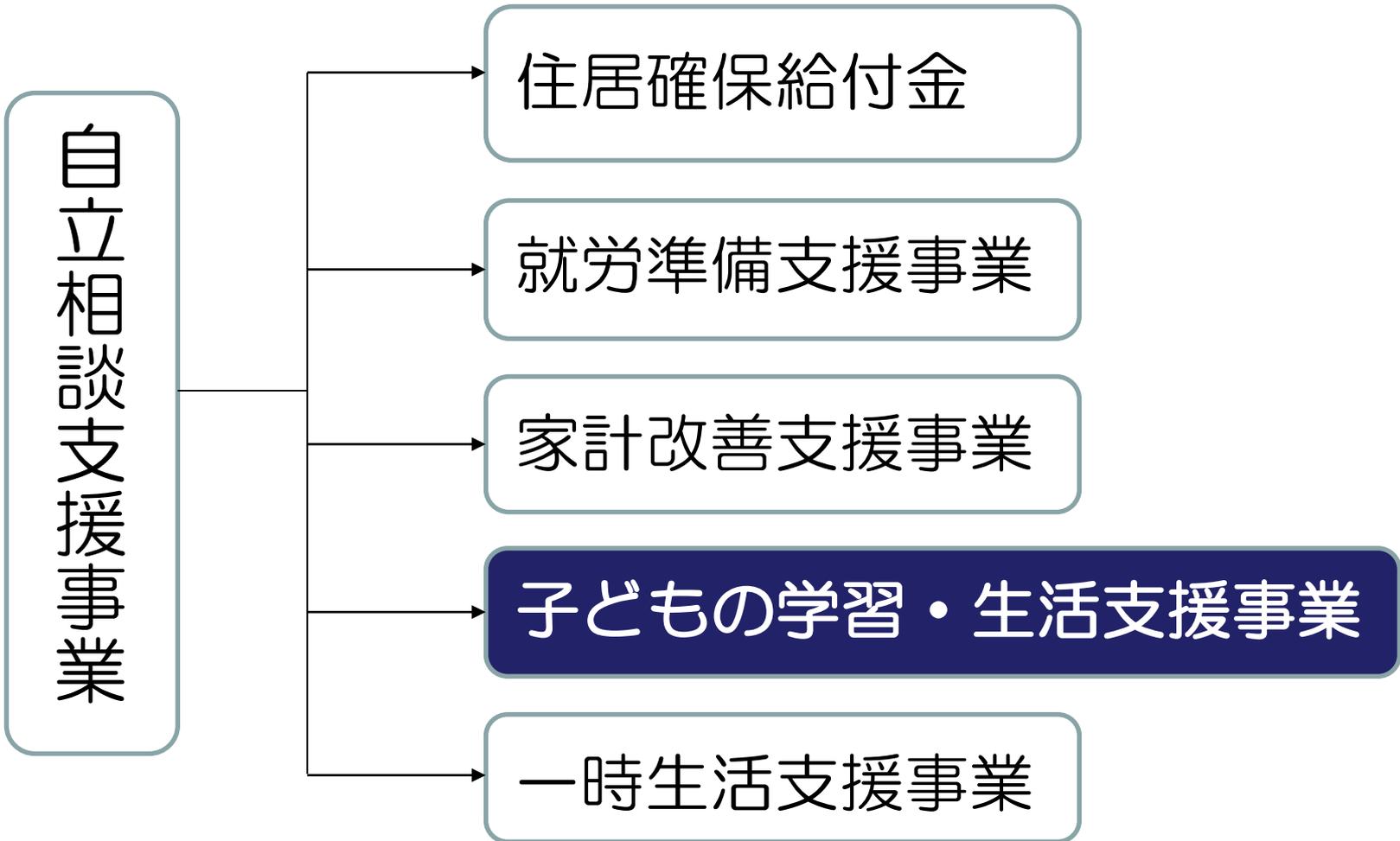
家計から生活再建を
考える方

- ☑収入より生活費が多く、支払いが滞ってしまう
- ☑借金や滞納があるが、どうしたらいいか分からない
- ☑家計のやりくりができず、生活費が足りない



- ◎お金の流れを“見える化”します
- ◎債務整理のお手伝いをします
- ◎公共料金の滞納の解消をお手伝いします
- ◎自分で家計管理できるように支援します







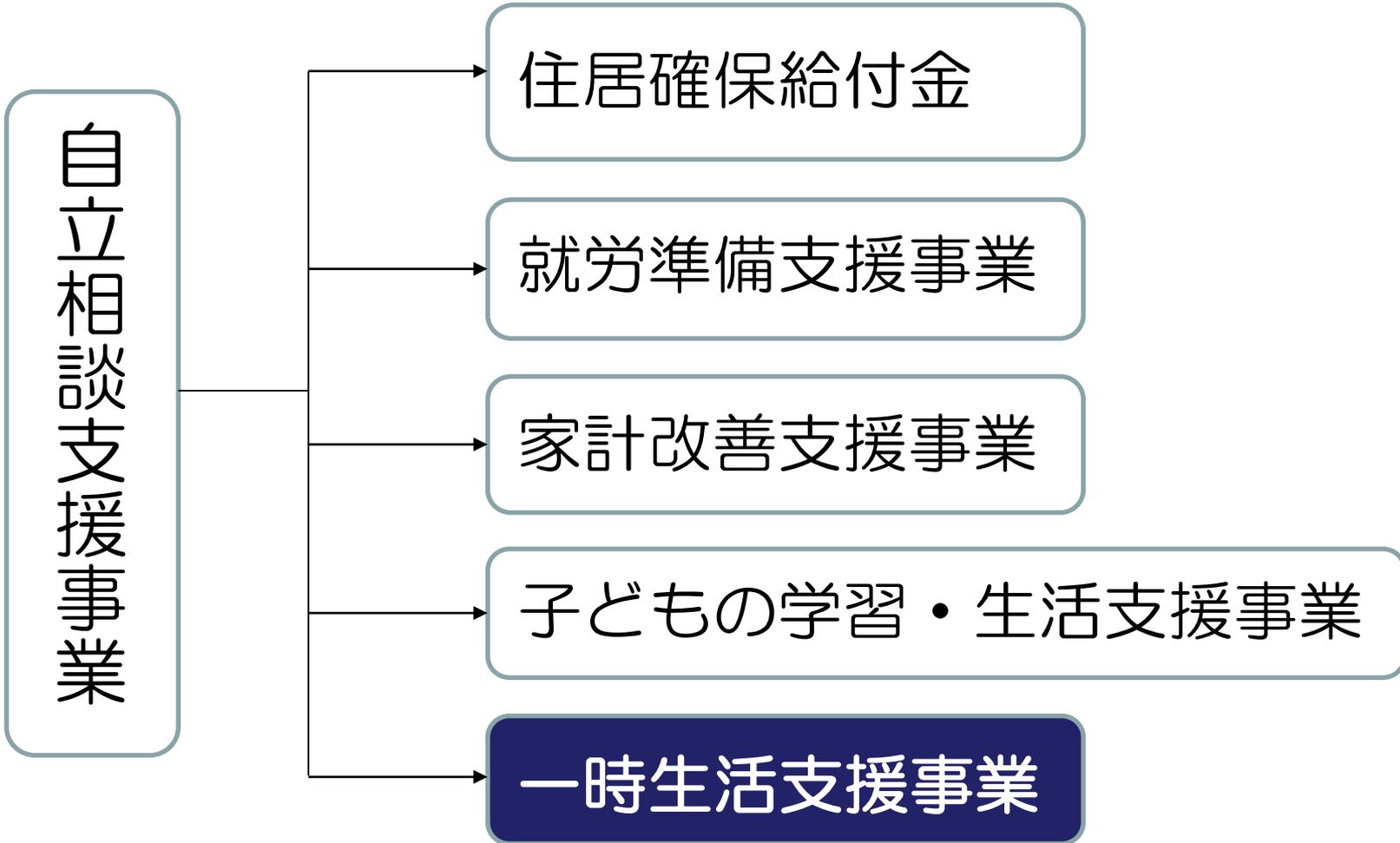
【子どもの学習・支援事業】

経済的な事情で、子どもの学習環境にお困りの方

- ☑家の中に落ち着いて勉強できる環境がない
- ☑学校を休みがちで、居場所がない
- ☑高校進学したいが、経済的に塾などに通えない



- ◎ 学習する習慣を身に着けます
- ◎ 学校や家庭以外に居場所ができます
- ◎ 高校進学に向けて、スタッフが一緒に考えます





【一時生活支援事業】

就労中の方で、緊急的に
衣食住の確保が必要な方

☑仕事はしているが、住むところがない

☑仕事はしているが、家賃が払えず、強制退去になりそう



◎一定期間内、宿泊場所と食事等を提供します。

※就労していて、自立が見込める方が対象です

※所得が一定の水準以下の方が対象です



お気軽にご相談ください

★バックアップふじさわ

0466-50-3533（直通）

★バックアップふじさわ社協

0466-47-8131（直通）

★受付時間：平日午前8時30分～午後5時





ふくし(福祉)とは

ふ

ふだんの

く

くらしの

し

しあわせ

村岡地区民生委員・児童委員協議会 低所得者部会研修

バックアップふじさわ社協 コミュニティソーシャルワーカー (CSW)の役割について



ふくちゃん



たーすけくん・あいちゃん

2023年8月7日(月)

藤沢市社会福祉協議会

村岡地区担当CSW 石川沙絵

Q.ところでこのキャラクターなに？



A.フクちゃんです！

藤沢市のCSWの特徴は・・・？



- 子どもや高齢者、障がい者、生活困窮者といった区別なく、**全世代**を対象としています。

- ご相談は断りません

- 住民の方に寄り添いながら、困りごとの解決へ向けた支援を行う専門職です。

※地域の方たちとの協働が第一です。

- 個別相談支援から見えてくる課題を考察し、地域ニーズに応じた地域における支えあいの仕組みづくりを行います。

Community Social Worker



地域づくり統括
古館 昌幸
ふるだて まさゆき



第一層生活支援
コーディネーター
小野 秀樹
おの ひでき



相談支援統括
松本 美由紀
まつもと みゆき

【御所見】
坂本 哲也
さかもと てつや



【長後】
中野 伸哉
なかの しんや

【遠藤】
高橋 恭平
たかはし きょうへい



【湘南台】
二部 寛之
にぶ ひろゆき



【湘南大庭】
持川 和道
もちかわ かずみち



【六会】 **NEW!**
玉置 日菜子
たまおき ひなこ



【明治】
若林 理恵
わかばやし りえ



【善行】
松本 美由紀
まつもと みゆき



【辻堂】 **NEW!**
村上 純子
むらかみ じゅんこ



【藤沢】
伊藤 久乃
いとう のり



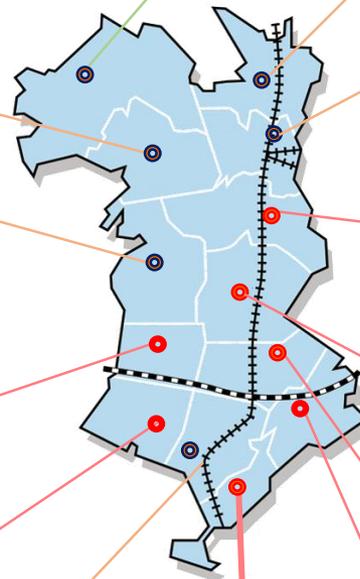
【鵜沼】 **NEW!**
北野 範之
きたの のりゆき



【片瀬】 **NEW!**
矢野 佳代子
やの かよこ



【村岡】
石川 沙絵
いしかわ さえ



どのような相談でも、まずはお話を聴きます。

子どもや高齢者、障がい者、生活困窮といった区別なく、
全世代を対象として
断らない相談支援を行っています。



適切な支援機関がある場合はそこにつないでいきます。
しかしこれまでどこにもつながらなかった方が
対象者となることが多いです。

藤沢市の生活困窮者自立相談支援事業



自立相談支援機関

バックアップ
ふじさわ

(自立相談支援事業 市直営)

市役所の各部署との連携



CSW

バックアップ
ふじさわ社協

(自立相談支援事業 委託)

地域との連携

お互いの強みを生かした支援体制の構築

任意事業として、家計改善支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業、一時生活支援事業をNPOに委託して実施。

「ジョブスポットふじさわ」による就労支援

- 地域包括支援センター、障がい相談支援事業所、子育て支援センターなどの支援機関をはじめ、地域の縁側、地区ボランティアセンター、子ども食堂など、と合わせて、地域のインフォーマルな活動とも連携して支援のネットワークを構築。
- 農福連携など、民間との協働による新たな仕組みづくり。

CSWの業務内容

- ・ 相談者との面談、訪問。
- ・ 相談者との同行支援（病院受診同行や行政窓口での相談同行）
- ・ 市民センターでの相談窓口開設
- ・ 地域活動・イベントへの参加
- ・ 関係機関とのカンファレンス、情報共有
- ・ 市の会議への出席
- ・ 地域団体の会議への出席
- ・ わいわい市での農福連携事業
- ・ 寄付家電の回収や清掃、搬送（リユース事業）
- ・ フードバンク事業（フードバンクふじさわやフードバンクかながわ）との連携
- ・ 地域の縁側との連携
- ・ コロナ特例貸付の面談、フォローアップ
- ・ 事務作業

等々、多岐にわたります・・・

主な連携先

【行政関係】

地域共生社会推進室、高齢者支援課、生活援護課、障がい者支援課、子ども関係部署、保健所、学校教育相談センター、小・中・高等学校 など

【地域団体等】

民生委員・児童委員、自治会町内会、地区社協、地域の縁側、近所の方など

【生活困窮関係】

学習支援事業所、就労準備支援事業所、家計改善支援事業所、ハローワーク、フードバンク など

【介護、障がい関係】

地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、ヘルパー事業所、委託相談・計画相談事業所、小規模多機能事業所 など

【専門家等】

弁護士、児童相談所、就労関係事業所、警察、病院、銀行、商店 など

< 社会参加スペース >

市社協の事務所移転に伴い、分庁舎2階に「社会参加スペース」が開設しました。

社会で孤立しがちな方、ひきこもりの状態にある方たちが、居場所として過ごしたり、社会参加のきっかけづくりを目的としたボランティア活動などを体験する場所です。

常駐の職員が配置されており、ご本人たちやご家族、支援者の声を聞きながら「あったらいいな」の場所づくりに取り組んでいます。

相談者の好きなことを活かした写真やイラストを展示しています



一人でくつろげるソファや、横になって休めるスペースも。

地域の活動



地域を基盤に活動することで…

- ① 地域の人に顔を知ってもらうことで、相談の入り口が広がります。
- ② CSWから地域で相談できる人が増えていきます。
- ③ 地域での多様な活躍の場所を知ることができます。

相談に繋がる + 地域に繋がる + 地域（社会）での役割に繋がる



「自分は価値のある存在だ」という自己肯定感を持てるように…

誰も孤立しない支援 ⇒ 地域を目指しています

まとめ

【相談先、連携先の一つとしてCSWをご活用ください】

皆さんの配属地区にはCSWが配置されています。

生活の困りごと、どこに相談すれば良いのかわからないなどの場合には、CSWまでご相談ください。

すぐには解決できないことも多々あります。

「隣の植木が…」

「空き地の草が…」

「近所のごみ屋敷が…」



それでも、『あれ?なんか心配だな』と思ったときには、一声かけていただいたり、必要に応じてCSWのチラシをお渡しいただければと思います。



これからもどうぞよろしく願いいたします ♪ ♪